

浜松市立富塚小学校PTA内規

1 送迎

- (1) 新役員及び職員を迎えるときは、会長及び校長が年度始めの総会において会員一同に紹介する。
- (2) 転、退職員を送るときは、次の基準によって記念品を贈呈する。
 - イ 転任の場合は、1年につき2千円とする。但し、校長・教頭に対してはその都度常任理事会で協議して決める。
 - ロ 退職の場合は、イで算出した額に3千円加算する。但し、校長・教頭に対してはその都度常任理事会で協議して決める。
 - ハ 上記の年数の計算は、年度に関係なく実際に在籍した期間を計算し、1年未満は1年とする。

2 慶弔（会員には配偶者を含む）

- (1) 会員及び児童に死亡者があつた場合は、代表者が参列する。
- (2) 前号に係る香料の額は、会員及び児童一人につき5千円とする。
- (3) 第1号に係る盆供の額は2千円とし、代表者が霊前に供える。
- (4) 教職員及び児童が病気または負傷のため長期療養（入院1週間以上）する場合は見舞金3千円をおくる。
- (5) 会員が不慮の災害及び疾病による長期療養入院（1か月以上）をした場合は見舞金3千円をおくる。
- (6) 教職員の結婚祝金は5千円をおくる。

3 会員の送迎・慶弔に関して本内規により難いときは、その都度常任理事会で協議して決める。

4 常任理事会が開催できないときは会長が決定し、事後、常任理事会に報告する。

5 本内規の実施にあたり、返品を意味するお返しは受けない。

6 この内規は、常任理事会の出席者の3分の2以上の同意を得て、改正し、又は廃止することができる。

附 則

本内規は平成18年4月23日一部を改正し同日より施行する。

本内規は平成19年4月22日一部を改正し同日より施行する。

本内規は平成30年4月21日一部を改正し同日より施行する。